

令和元年度第2回碧南市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和2年1月31日（金）

午後1時30分～

場 所 碧南市役所 2階 会議室1

1 市長あいさつ

2 会長あいさつ

3 会議録署名者の指名

4 議題

(1) 令和2年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案）について

（資料1：令和2年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案））

（資料2：国保事業費納付金及び市町村標準保険料率について）

(2) 碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

（資料3：碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について）

5 その他

令和元年度 碧南市国民健康保険運営協議会委員名簿

委員	氏 名	所 属	備 考
被保険者代表委員	さかきばら よしたろう 榊原 由太郎	公募	
	たかまつ よしみ 高松 好美	公募	
	つばもと みきお 鏑本 幹夫	連絡委員（新川地区）	
	こざわ ただつぐ 小澤 只嗣	連絡委員（旭地区）	
	すぎうら みつお 杉浦 三雄	連絡委員（西端地区）	
療養機関代表委員	かとう たけひろ 加藤 丈博	碧南市医師会	
	おさだ かずひさ 長田 和久	碧南市医師会	
	いくた ゆずる 生田 譲	碧南市医師会	
	さいとう ひでのぶ 齋藤 英延	碧南歯科医師会	
	かみや なおと 神谷 直人	碧南市薬剤師会	
公益代表委員	みしま たかじ 三島 孝二	あいち中央農協	職務代理
	かわはら こうじ 河原 厚司	民生委員児童委員協議会	会長
	よこやま ゆきよし 横山 幸由	老人クラブ連合会	
	すだ すいこ 須田 翠子	女性団体連絡協議会	
	こじょう やすひろ 小城 康裕	碧南青年会議所	

【敬称略】

令和2年度 碧南市国民健康保険特別会計予算（案）

資料 1

【歳入】		A	B	A-B	A/B	
科	目	本年度予算 千円	前年度予算 千円	比 較 千円	伸 び 率 %	説 明 千円
国民健康保険税	一 般 分	1,441,457	1,498,280	-56,823	-3.79	医療・支援分（現年分） 1,279,792 介護分（現年分） 101,943 医療・支援分（滞納繰越分） 54,978 介護分（滞納繰越分） 4,744
	退 職 者 分	143	12,366	-12,223	-98.84	医療・支援分（現年分） 2 介護分（現年分） 1 医療・支援分（滞納繰越分） 112 介護分（滞納繰越分） 28
	小 計	1,441,600	1,510,646	-69,046	-4.57	
	国庫補助金	3,733	0	-12,223	皆増	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
	小 計	3,733	0	3,733	皆増	
県支出金	保険給付費等交付金	4,330,137	4,340,580	-10,443	-0.24	普通交付金 4,247,042 特別交付金 83,095
	小 計	4,330,137	4,340,580	-10,443	-0.24	
財産収入		324	587	-263	-44.80	基金預金利子
繰入金	一般会計繰入金	250,784	234,770	16,014	6.82	法定分 147,811 その他 102,973
	基盤安定繰入金	247,026	257,143	-10,117	-3.93	
	基金繰入金	184,907	237,079	-52,172	100.00	
	小 計	682,717	728,992	-46,275	-6.35	
繰越金		20,000	20,000	0	0.00	前年度繰越金
諸収入	加算金等	20,002	32,291	-12,289	-38.06	加算金、延滞金及び過料
	市預金利子	27	62	-35	-56.45	
	雑入	4,034	5,471	-1,437	-26.27	第三者行為求償金、返納金
	小 計	24,063	37,824	-13,761	-36.38	
歳入合計		6,502,574	6,638,629	-136,055	-2.05	

【歳出】

		A	B	A-B	A/B	
科	目	本年度予算	前年度予算	比 較	伸 び 率	説 明
総務費		千円	千円	千円	%	
	一般管理費	107,912	97,220	10,692	11.00	人件費（正規職員10名及び臨時職員（レプト点検）2名）、その他一般事務管理費
	連合会負担金	622	602	20	3.32	
	賦課徴收費	5,094	4,887	207	4.24	
	運営協議会費	319	319	0	0.00	国保運営協議会委員 15名
	小 計	113,947	103,028	10,919	10.60	
保険給付費	一般療養給付費	3,692,009	3,693,830	-1,821	-0.05	1人当たり260,000.59円×14,200人
	退職療養給付費	1,500	49,259	-47,759	-96.95	令和2年3月診療分
	一般療養費	45,069	45,433	-364	-0.80	1人当たり3,173.81円×14,200人
	退職療養費	50	1,146	-1,096	-95.64	令和2年2月、3月診療分
	審査等手数料	14,232	14,108	124	0.88	
	一般高額療養費	497,232	504,078	-6,846	-1.36	1人当たり35,016.30円×14,200人
	退職高額療養費	500	13,586	-13,086	-96.32	令和2年2月、3月診療分
	一般高額介護合算	300	300	0	0.00	
	退職高額介護合算	50	150	-100	-66.67	
	一般移送費	50	50	0	0.00	
	退職移送費	50	50	0	0.00	
	出産育児一時金	33,617	33,617	0	0.00	420,210円×80件
	葬祭費	5,000	5,000	0	0.00	50,000円×100件
	小 計	4,289,659	4,360,607	-70,948	-1.63	
国保事業費納付金	医療給付費分	1,359,903	1,414,439	-54,536	-3.86	一般 1,359,736 退職 167
	後期高齢者支援金等分	452,660	474,522	-21,862	-4.61	一般 452,659 退職 1
	介護納付金分	177,242	179,525	-2,283	-1.27	177,242
	小 計	1,989,805	2,068,486	-78,681	-3.80	
保健事業費	特定健康診査等事業費	62,878	61,270	1,608	2.62	
	保健事業費	17,960	16,650	1,310	7.87	
	小 計	80,838	77,920	2,918	3.74	
基金積立金		324	587	-263	-44.80	
公債費		1	1	0	0.00	
保険税還付金		8,000	8,000	0	0.00	
予備費		20,000	20,000	0	0.00	
歳出合計		6,502,574	6,638,629	-136,055	-2.05	

令和２年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案） 前年比増減理由

１ 歳入（６５億２５７万４千円、前年比２．０５％減）

- (１) 国民健康保険税
被保険者数の減少を見込み、減額とした。
- (２) 県支出金
保険給付費等交付金（普通交付金）
交付対象である歳出の保険給付費が減額となったことに伴い、減額とした。
- (３) 繰入金
 - ア 一般会計繰入金
繰入対象である職員給与費等が増額となったことに伴い、増額とした。
 - イ 基盤安定繰入金
被保険者数の減少に伴う繰入対象者数の減少を見込み、減額とした。
 - ウ 基金繰入金
予算の歳入と歳出の調整を行った結果、減額とした。

２ 歳出（６５億２５７万４千円、前年比２．０５％減）

- (１) 総務費（一般管理費）
職員給与費等の増額を見込み、増額とした。
- (２) 保険給付費
 - ア 療養給付費
被保険者数の減を見込み、減額とした。
 - イ 療養費
被保険者数の減を見込み、減額とした。
 - ウ 高額療養費
被保険者数の減を見込み、減額とした。
 - エ 出産育児一時金及び葬祭費
前年度と同額の予算措置とした。
- (３) 国民健康保険事業費納付金
愛知県が提示した国保事業費納付金（仮算定）の額が減少したため、減額とした。
- (４) 予備費
前年度と同額を、当初予算にて計上することとした。

資料 2

国保事業費納付金及び市町村標準保険料率について

1 国保事業費納付金（本算定）について（愛知県へ納付する金額）

区 分	納付金額（円）	1人当たり納付金額（円）
令和2年度	1,907,552,251	141,814
平成31年度	1,982,960,246	138,169

2 市町村標準保険料率について

区 分		現行	平成31年度 本算定	令和2年度 本算定
医療分	所得割（％）	5.60	6.21	6.07
	均等割（円）	24,400	25,187	24,880
	平等割（円）	17,500	17,885	17,345
後期分	所得割（％）	1.80	2.29	2.33
	均等割（円）	9,300	9,194	9,394
	平等割（円）	6,500	6,529	6,549
介護分	所得割（％）	1.20	2.00	2.14
	均等割（円）	8,400	10,424	11,005
	平等割（円）	4,300	4,949	5,598

※市町村標準保険料率は、毎年見直しが行われる予定です。

【 6 月定例会予定議案】

碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

1 改正の理由

地方税法施行令が改正される予定であることに伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る国民健康保険税の減額対象を拡大するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 課税限度額の改正（第 3 条及び第 29 条関係）

区分	改正後	現行	引上げ額
基礎課税額	63 万円	61 万円	2 万円
後期高齢者支援金等課税額	19 万円	19 万円	—
介護納付金課税額	17 万円	16 万円	1 万円
合計	99 万円	96 万円	3 万円

(2) 減額対象の拡大（第 29 条関係）

被保険者均等割及び世帯別平等割の減額について、対象世帯を拡大する。

区分		減額判定所得
5 割減額 対象世帯	改正後	33 万円 + (<u>28.5 万円</u> × 世帯の被保険者等数)
	現 行	33 万円 + (28 万円 × 世帯の被保険者等数)
2 割減額 対象世帯	改正後	33 万円 + (<u>52 万円</u> × 世帯の被保険者等数)
	現 行	33 万円 + (51 万円 × 世帯の被保険者等数)

3 施行年月日等

令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

4 議会への報告

地方税法改正後の議会に上程予定